

第5章 首里城と類似の他の文化財建築物における 防火管理の工夫

第5章 首里城と類似の他の文化財建築物における防火管理の工夫

5-1. 調査の概要

首里城再発防止に係る検討委員会は令和2年10月24日（土）に兵庫県姫路市の姫路城、25日（日）に京都府京都市の妙心寺と清水寺をそれぞれ視察し、ヒアリングを行った。

視察の目的は各文化財建築物において火災を発見してからの火災報知および消防機関への通報、ならびに初期消火活動に関する防火設備ならびに防火体制について把握し、首里城火災の再発防止策に活かすことを目的として行ったものである。

姫路城は首里城と同様に自治体が管理しており、防災システムや管理体制構築等において参考となるものと考えた。また、妙心寺は市街地に立地している点が首里城と共通しており、平成25年から平成29年にかけて境内全体を対象とした妙心寺総合防災事業を実施していることや、寺院関係者と修行僧で構成された意識の高い自衛消防隊を構成していること等から参考となるものと考えた。清水寺は、国宝・重要文化財建造物だけでなく、重要文化財である美術工芸品も多く存しており、夜間の巡回警備や自主防災組織の活動等が参考となるものと考えた。

5-2. 姫路城

(1) 防火管理の特徴

姫路城は都市公園である姫路公園内にあり、国宝と世界文化遺産に指定されている。

姫路城は姫路市が管理しており、姫路市は、姫路城管理条例を定め、姫路市職員による直接運営を採用している。防災関連業務は市の職員が担当し、夜間の警備等の施設管理も姫路市職員だけで行っており、主体的で責任感の強い管理責任者の下で統制された管理体制が築かれている。

姫路市の規則で姫路城内の防災設備の点検について定め、充実した点検を行っている。また、姫路市の姫路城防火管理規則で姫路城の防火管理について定め、訓練の実施頻度も規則で定められている。日常設備点検や防災訓練は非常に充実している。

城内のどこかで常に復元工事が行なわれているため、復元工事中の消防計画を策定し、工事関係者へ防災教育、消防計画の周知を行い、消防訓練を行っている。

また、設備の機能を維持するために、概ね15～16年ごとに大規模な設備更新を実施しており、市職員と消防職員が1か月に1回程度、定期的に査察を実施する体制がある。

自動火災報知設備の発報は消防へ即時通報され、消防は監視カメラの映像や発報している感知器の位置情報を同時共有できる。姫路城の特性を踏まえてスプリンクラーその他の設備が設置されている。

(2) 防火管理の内容

姫路城の具体的な防火管理等の内容は下表のとおりである。

項目	防火管理等の内容
管理体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市において姫路城管理条例、同施行規則、姫路城防火管理規則等を定め、姫路市職員による直接運営を採用している。 ・日中の管理体制は47名（市職員18名、委託業者等29名）である。市職員は10年程度の経験を積んだ職員が管理を行う。技術職は全員防火管理者の資格を取得している。 ・夜間の勤務は市職員だけで行っており、3交代制（3班体制）としている。夜間は防災監視室1名、巡回3名の4名体制であり、緊張感・集中力を維持するため防災監視室の当直は1時間以内で交替する。当直中の仮眠はない。 ・外周の門は防犯のために営業時間外は施錠しているが、城廓内の門は夜間の防災活動を円滑に行うために一部を除いて24時間開放している。

設備管理	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路城管理条例施行規則で防災設備の自主点検を規定しており、消防署との電話通話試験や防火水槽の水位等の自主点検を毎日行っている。 ・2003年（平成15年）、2020年（令和2年）に防災設備を更新し、概ね15～16年ごとに大規模な設備更新がある。また、建築物の改修計画（30年周期）に合わせて設備機器の細かい更新内容を建築物の改修箇所ごとに検討している。 ・管理者である市職員と姫路城に近い東消防署職員が1か月に1回程度、設備の更新について頻繁に打合せをして検討する。
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・合同消防訓練を年2回行う。令和2年度の合同消防訓練では地元消防団と連携して放水訓練を行った。市民見学ツアー（50組）も合わせて実施した。 ・夜間の消防訓練は日中に夜間を想定して訓練を行う。 ・姫路城の防災センターと消防局間で、職員が非常時でも落ち着いて通報できるよう、毎日、電話による通報訓練を行っており、電話通話試験を兼ねている。 ・姫路城防火管理規則でも訓練の実施標準が定められている。自衛消防活動技術の維持・向上のために屋外消火栓を使用した訓練を週に1回以上行っている。 ・年2回以上の避難誘導訓練を実施している。近年は海外観光客の避難誘導が課題であるため、外国語対応可能なガイドを増員した。
復元 工事中の 防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・常に城内のどこかで復元工事を行なっているため、資材の保管や工具からの発火による火災を防ぐための「復元工事中の消防計画」を策定し、工事関係者へ防災教育、消防計画の周知を行い、消防訓練を行っている。 ・工事箇所で市職員や工事担当責任者が警戒にあたり、無線連絡が可能な体制を構築している。
防災 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・防災センター内の防災監視室で、火災、防犯等、場内の防災に関する全ての設備の情報を一元管理している。 ・自動火災報知設備の感知器が発報後、防災グラフィックパネルや総合防災監視盤に感知器の発報位置が表示される。 ・公園内には暗視カメラが66台設置され、カメラの映像がモニターで確認できる。感知器が発報すると、モニターの表示が発報した感知器近くのカメラ映像に自動で切り替わる。 ・停電時のバックアップとして無停電電源装置（UPS）が設置されている。
通報関連 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災監視室と姫路市消防局に同一のシステムを設置し、自動火災報知設備の作動信号が姫路市消防に直接通報される。通報後は消防から防災センターへ呼び返して連絡をとる体制になっている。 ・火災覚知後は消防でも姫路城公園内の防災監視室から共有される感知場所の地図、発報場所近くの見守りカメラの映像が確認できる。消防局は姫路市消防局の屋上に設置された高所カメラ（高さ30m）の映像と合わせて火災情報を把握し、同じ情報を現地の消防隊員がタブレットでも共有する体制となっている。 ・姫路東消防署500mの位置に近接しており、5分で駆けつけることができる。
防災防火 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・天守閣の内外に低照度型の監視カメラと人感センサーが設置されており、監視カメラは他の配線のノイズの影響を受けないように単独回路で設置されている。 ・自動火災報知設備の感知器は、火災の早期発見のための光電式煙感知器と、放火対策のための赤外線式炎感知器を設置している。 ・天守閣群の全ての建築物にスプリンクラー設備が設置され、誤作動による建築物の水損を防ぐために予作動式を採用している。消防水利の有効利用とスプリンクラーからの放水による建築物への被害を最小限に防ぐため、自動火災報知設備の感知器が発報したエリアだけに水が出るシステムである。本丸の各階に

	<p>はバルブユニットを設置し、スプリンクラー設備の放水圧を調整するとともに、水損の可能性を少なくしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天守閣の屋内には操作がしやすく一人でも取扱い可能な2号消火栓を設置している。消火栓ボックスを木製仕上げとし、意匠性に配慮されている。 ・現在は使われていないが、階段には木製の区画蓋が設けられ上階への延焼・煙拡散を防ぐ働きをしている。 ・緊急車両は二の丸まで進入でき、スモールタンク車（全長5.2m×全幅1.7m×全高2.43m）までの大きさの車両が進入でき、救急対応も行う。 ・天守閣が高く、遠いことから水圧不足とならないよう65mm口径の屋外消火栓が設置されている。 ・水幕による延焼防止のために放水砲が2基設置されている。 ・二の丸に放水口を12口設置、消防隊のポンプ車が貯水槽の水を加圧送水することで消火栓、スプリンクラー設備等にバックアップ送水を可能としている。 ・防火水槽の水量の合計は605tであり、地上と地下に合計4箇所設置し、地上部は景観に配慮して設置している。また水槽が不足した場合は周囲の堀にポンプ車を部署して堀の水を使用する計画としている。
--	---

表 5.1：姫路城の防火管理等の内容



写真 5.1：防災センター（防災監視室）



写真 5.2：防災グラフィック盤



写真 5.3：モニター



写真 5.4：ポンプ室



写真 5.5：バルブユニット

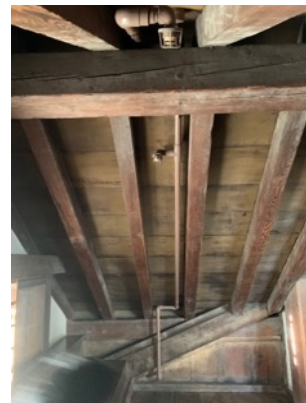


写真 5.6：スプリンクラー



写真 5.7: 屋内消火栓



写真 5.8: 放水砲



写真 5.9: ニノ丸の連結送水管



写真 5.10: 監視カメラ

5-3. 妙心寺

(1) 防火管理の特徴

妙心寺は、本山妙心寺とその周辺に 38 の塔頭寺院を配置した大寺院である。本山には仏殿等 13 棟、塔頭に 6 棟の重要文化財建造物がある。

周辺は市街地化が進み、山内を木造住宅密集地区が取り囲んでいることから、重要文化財である建築物からの出火のほか、山内の建築物および周辺地域からの延焼を防止する「地域防災」の視点で防災設備整備計画が進められた。

妙心寺の自衛消防隊は職員（僧侶等）や修行僧で構成されており、自主防災組織の強化を図り、周辺住民との協力体制を確立・強化する取り組みがある。

消火栓は自衛消防隊や地域住民など駆け付けた人がすぐに操作できるように配慮して設置されており、消防水利も充実している。

(2) 防火管理の内容

妙心寺の具体的な防火管理等の内容は下表のとおりである。

項目	防火管理等の内容
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・塔頭寺院等の住職等で構成する防火管理委員会を設置し、防火管理業務を同委員会で担当するとともに、山内寺院関係者と修行僧で構成された意識の高い自衛消防隊を組織している。自動火災報知設備発報後は消火班と連絡通報班が現場へ向かい確認し、無線で本部に報告後に消火器等で初期消火を行う計画となっている。 ・夜間は警備員が詰所で待機する。不審者と不審火対策として赤外線センサー、監視カメラでの監視を行い、放火対策として山内を巡回する。非常時は自衛消防隊員が塔頭から集合する。 ・出火防止対策として「就寝前の火元確認」と「可燃物の整理整頓（特に山内屋外）」を徹底している。 ・自主防災点検表に基づき点検を行っている。
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・合同消防訓練を年 2 回行う予定にしているが、現在は年 1 回実施。法堂を中心に山内

	<p>全域で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の訓練、会合を月1回行い、消防団は火災が発生した際に交通整理と二次災害防止の役割を担う。 ・京都市内の寺院の自衛消防隊連絡協議会があり、訓練大会が年に一度行われている。それらの寺院と連携しながら防災週間の広報を行っている。 ・京都市の文化財防災マイスターが参拝客・観光客の避難を誘導する仕組みがあり、合同消防訓練等では文化財防災マイスターも参加して訓練を行う。文化財防災マイスターとは、仕事や活動を通じて文化財に接する機会が多いバスガイド、ボランティア観光ガイド等に対して防火及び救急講習を行い、初期消火や応急手当などができる人材を育成する制度である。
防災センター	<ul style="list-style-type: none"> ・防災センターには複合火災受信機、消火設備遠方操作盤、自動通報装置、京都市デジタル移動系防災無線、消火器が設置されている。塔頭寺院全てに火災報知器を設置し防災センターに移報し、必要に応じて周辺の塔頭に火災情報を伝える。本山の異常は半鐘で各塔頭に知らせる。
消防との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・自動通報装置による即時通報のシステムで消防通報を行う。 ・消防は、自動通報があった場合、例え誤報であっても必ず現場へ臨場して確認をするルールとなっている。 ・右京消防署御室消防出張所が700mの位置に近接している。消防車や救急車は山内に進入可能となっている。
防災防火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・法堂、仏殿等の自動火災報知設備は意匠性に配慮して空気管式の熱感知器を採用し、各塔頭には住宅用火災警報器を採用している。 ・山内の消火栓は、自衛消防隊や地域住民を含め駆けつけた人がすぐに操作できるように、各塔頭の門付近の屋外に屋内消火栓（易操作性1号消火栓ホース口径30mm）を設置している。放水銃にも同様の消火栓がついている。また写真付きで誰にでも操作の仕方が分かるマニュアルが備え置かれている。 ・延焼シミュレーションを実施し、延焼拡大の危険性が高い敷地北西側に水幕によるドレンチャーを設置している。 ・広い山内で十分な水利を確保するために山内を6つのゾーンに分割して、5つの貯水槽（合計3200t）とエンジンポンプを設置。いずれかの貯水槽の水が減ると、未使用ゾーンの貯水槽から供給されるようになっている。

表 5.2：妙心寺の防火管理等の内容



写真 5.11：本坊の防災センター



写真 5.12：複合火災受信機



写真 5.13：消火設備遠方操作盤



写真 5.14：非常用放送設備



写真 5.15：本坊事務室内の監視カメラモニター

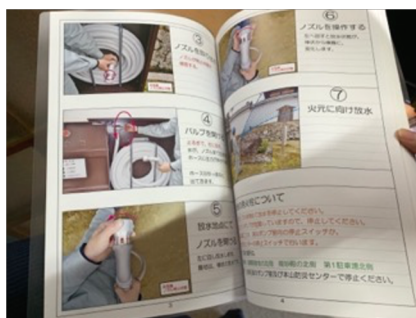


写真 5.16：屋外消火栓の使い方説明書



写真 5.17：加圧エンジン及びポンプ



写真 5.18：消火栓付き放水銃



写真 5.19：屋外消火栓

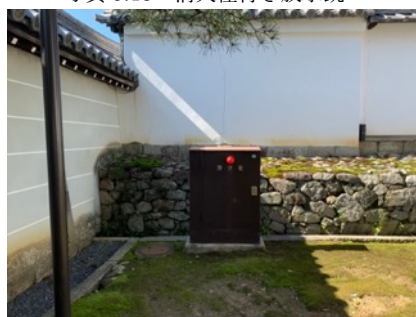


写真 5.20：塔頭内の屋外消火栓

5-4. 清水寺

(1) 防火管理の特徴

清水寺は平安京遷都以前からの歴史を持つ寺院であり、国宝に指定されている本堂のほか、重要文化財に指定されている建造物や美術工芸品が数多く存する。

清水寺は長い歴史の中で何度も火災の被害を受けており、過去の火災の歴史の記憶が「教訓」としてしっかり受け継がれている。

第5章 首里城と類似の他の文化財建築物における防火管理の工夫

日中夜間とも、山内の僧侶と警備会社（機械警備及び常駐警備）とで境内の巡回警備にあたっているが、これとは別に「清水寺警備団」による夜間巡回もある。清水寺警備団は、清水寺関係者と門前町の地域住民との共同による自主防災組織であり、昭和23年に発足し、現在に続いている。京都市が推進している文化財市民レスキュー体制の先駆けである。

(2) 防火管理の内容

清水寺の具体的な防火管理等の内容は下表のとおりである。

項目	防火管理等の内容
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害からの生きた教訓がしっかりと受け継がれている。 ・昼間は清水寺の僧侶と職員で警備を行い、2人体制で境内を巡回している。 ・夜間は清水寺の職員4名と外注警備会社4名の計8名体制で警備室と本堂で警備を行い、2人一組で夜間に2回、山内を巡回する。僧侶は境内に居住しているので非常時にすぐに駆けつけられる。 ・昭和23年に清水寺および門前町（清水一丁目、二丁目）の若手有志から構成される「清水寺警備団」（自主防災組織）が発足し、警備とは別に夜間巡回をしている。団長・副団長の1名は清水寺から、副団長の1名は門前町から選出される。災害発生時には監視・指揮、現場確認・連絡、誘導の役割を分担する。消防機材は清水寺で購入・管理し、有事の際は清水寺警備団も活用できる仕組みとなっている。京都市が推進している文化財市民レスキュー体制の先駆けである。 ・近年は約10年ごとに自動火災消火設備、ポンプ室、消火設備、消防水利を整備し、各種設備の法定点検により設備を管理している。 ・設備の維持管理のため、ポンプのエンジンは2ヶ月に1回起動して点検を行う。自動火災報知設備は年4回点検を行い、自主点検を行なっている。
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署と年2回の合同消防訓練を実施し、冬は消火訓練、夏は救助訓練を行う。夜間訓練は日中に夜間を想定して行い、照明なしでも消火設備が動かせるように訓練する。 ・毎年1月26日の文化財防災デーには地元消防署と門前町の有志、ボランティアが参加して合同消防訓練を行う。 ・地域の消防団の大会へ向けた自主訓練が年3回程度、合計1週間程度の期間で行われる。 ・観光地であるため避難訓練は行えないが、地震時は仁王門前に一時避難し、その後京都博物館へ移動する計画となっている。
防災センター	<ul style="list-style-type: none"> ・日中は寺務所に防災センター機能があり、夜間は警備室と本堂に防災センター機能があり、モニターで監視カメラの映像等を確認できる。 ・火災感知器と監視カメラ（山内に36台、照明付き）、赤外線センサーが連動し、映像を本堂でも確認できる。
消防との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・消防への通報は自動通報設備による即時通報である。火災発生時は当直の警備員が、警備室での通報・指揮、消防進入経路の開門、障害物の撤去を行う。 ・東山消防署が600mの位置に近接し、夜間はすぐに駆けつけることができる。ただし、日中は参道に参拝客が密集していることが多く、駆けつけに課題がある。
防災防火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・山内の各建築物の自動火災報知設備は意匠性に配慮した空気管式の熱感知器を採用し、自動火災報知設備の発報は本堂、警備室、事務室、成就院の4か所で把握できる体制となっている。 ・65mm口径の消火栓付放水銃を建築物の四隅を基本に設置し、境内は消火栓付き放水銃25基を設置。檜皮葺きの建築物の延焼防止として屋根にドレンチャー設備、檜皮葺の燃焼特性を考慮した設備として本堂天井裏にスプリンクラーを設置している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・放水銃、ドレンチャー、スプリンクラーは、広大な境内に数多く設置されており、限られた水源の有効利用とエンジンポンプ性能の関係から、防火水槽のエンジン起動後、各建築物に設置されているバルブを手動で開放することにより放水するしくみとなっている。 ・境内には緊急時に迅速に対応するため、小型車が進入可能となっている。 ・各消火設備への給水接続をループ式とすることで、設備故障による影響を最小限にする仕組みとしている。 ・防火水槽は合計で3台あり、合計2,200tである。そのうち境内の山の上に高低差を活かした600tの防火水槽は耐震型となっている。
--	--

表 5.3：清水寺の防火管理等の内容



写真 5.21：ポンプ室



写真 5.22：ドレンチャー及びスプリンクラーの配管



写真 5.23：手動操作バルブ



写真 5.24：屋外消火栓付き放水銃とホース格納箱



写真 5.25：屋外消火栓付き放水銃



写真 5.26：屋根に設置されたドレンチャー



写真 5.27：防火水槽と送水口



写真 5.28：防火水槽

5-5. 類似例のまとめ

(1) 調査事例の共通点

姫路城、妙心寺、清水寺は、いずれも早期発見、初期消火活動を支援する設備、延焼防止のための設備が最適化されていることに加えて、設備に頼らなくても人の手で守るという強い意識と責任感による自主防災体制が構築されている。

自動火災報知設備の発報時に消防への即時通報や火災現場の正確な情報の共有、共同訓練の定期的な実施等、消防局との連携が図られている。

妙心寺や清水寺では過去の火災の歴史の記憶が『教訓』としてしっかりと受け継がれている。

(2) 首里城火災の再発防止策に活かせること

姫路城では、姫路市による一体管理がなされ、防災業務の中核を責任ある立場の市の職員が担っている点、管理主体が定期的に変更される状況にはないため防災関連業務の継続性が確保されており、防災関連業務に従事する人材育成がしっかりなされている点が非常に参考となった。防災訓練の頻度が高く、これにより防災業務の専門性・継続性・技術・防災意識の向上が図られていた。

設備管理面においても、姫路城の設備更新・改修に関する計画（15年サイクル）、設備更新計画に関する消防と管理者との連携の仕組み、頻度の高い点検や委託業者と管理者によるダブルチェックの体制、点検等の管理体制の詳細に関する条例の制定等、頻繁で正確な自衛消防組織による自主点検の実施も参考となる。復元工事箇所の防災計画策定や関係者への周知徹底等の復元工事中の防災対策は首里城にも取り入れるべきである。

消防への自動通報システムは首里城にも取り入れるべきであり、消防と管理者との間の情報共有システム等、頻繁な通報訓練、定期的な合同訓練の実施を通して消防と定期的で質の高いコミュニケーションを維持している点なども参考にすべきである。

妙心寺は、しっかりとした自衛消防隊が組成されている点、自衛消防隊が迅速に初期消火を行えるよう初期消火設備にさまざまな配慮がなされている点、周辺からの延焼防止に配慮している点などを参考にすべきである。

清水寺は、訓練時や緊急時だけでなく、日常の夜間の防犯・防災体制においても地域住民との連携がしっかり図られており、多様な地域連携の形があることを学んだ。

妙心寺と清水寺が立地する京都市の自動通報システムや、非火災報であっても現場臨場を原則とする消防体制も参考となる。

いずれの事例も、市職員による直接管理による体制や夜間の警備に管理者自らが直接加わり、「自分たちで守る」という強い意識と責任感を持った自主防災体制を構築しており、このことは、今後の首里城公園の管理においても参考にすべきである。

項目	内容	再発防止策	姫路城	妙心寺	清水寺
未然防止	管理体制	○責任の所在が明確な管理体制	✓	✓	✓
		○管理者も夜間の自衛消防組織に加わる体制	✓	✓	✓
		○管理者・委託者など関係者の意識向上と人材育成	✓	✓	✓
		○防災や防犯への経験、意欲のある職員の配置	✓		
	消防計画	○修復工事中の消防計画	✓	✓	✓
	防災教育・防災訓練	○夜間警備員・監視員の防災訓練への参加の徹底	✓		✓
		○年2回程度の合同消防訓練の実施	✓		✓
	長期修繕計画	○設備の劣化による更新や建築の改修に合わせた定期的な修繕・更新計画（15年サイクル）と予算化の仕組み	✓		
設備の自主点検	○自主点検に関する条例の制定	✓			
	○管理者、自衛消防隊による頻繁な点検（毎日、週一回、月1回など）、委託業者+管理者によるダブルチェック	✓		✓	
早期発見	消防への正確な情報伝達	○消防との毎日の通報訓練	✓		
		●発報時の消防への即時通報	✓	✓	✓
		●火災エリア表示パネルで施設管理者が一目で把握できる仕組み	✓	✓	✓
		●消防局に同一システムを設置し、映像や発報中感知器の位置情報を共有可能な体制	✓		
初期消火	小口径消防ホース	●消火栓付き放水銃（砲）を設置	✓	✓	✓
		●建築物の出入口付近（屋外）に屋内消火栓（易操作性1号消火栓）を設置		✓	✓
延焼防止	風向・風速	●延焼シミュレーションによる季節風の延焼拡大対策		✓	
円滑な消防活動	消防活動の阻害	●建築物近くまで緊急車両の進入経路の確保		✓	✓
		○火災現場における、消防本部と管理者の連携の確保	✓	✓	✓
	消防水利	●十分な消防水利の確保	✓	✓	✓

※凡例 ○：ソフト（管理・運用等） ●：ハード（建築・設備）

表 5.4：首里城火災の再発防止策として活かすこと

5-6. 視察により判明した新たな課題

当委員会では、県外の視察の際、各所の防災設備や防災技術はもちろんであるが、何よりも防災を支える人材が大切であるということを痛感することとなった。そのような観点から首里城を考察したとき、さらに以下に述べるような課題があることが判明した。

(1) 防災関係業務の人材確保

首里城のような特殊な建築物の防災業務においては、商業ビルなどの一般的な建築物と異なり、標準的な防災の形はなく、不断の努力と経験の積み重ね、望ましい防火設備の在り方や防火のためにどのような工夫や努力が必要かを考え続けることが必要である。そのためには、防災業務にあたる人、すなわち人材の確保が必要である。そして、優秀な人材を継続的に確保するためには、雇用の安定が何より重要である。

現在、国及び県は、防災業務も含めて施設の維持管理業務を一括して沖縄美ら島財団に委託しているが、公募によって一定期間（4年）毎に管理者を定めるという現在の制度の下では、基本的には一定期間経過毎に管理者が変わり得る。そのため、指定管理者は、将来受託することが不確定な業務のための職員を直接的かつ継続的に雇用することは容易ではなく、現実的ではない。

つまり、契約期間ごとに管理者の変更があるという仕組みの下では、長期的に有能な人材の確保並びに育成は困難である。

(2) 防災関係業務の継続性

城郭内有料区域、城郭無料区域及び城郭外区域は、いずれも公募の手続を経て管理者を決定する仕組みがとられており、いずれの区域も4年ごとに公募によって選定された事業者が管理主体となるという仕組みであるため、管理者が変わる可能性がある。

そのため、現行の制度は、管理受託期間内に指定管理者に蓄積された防災の経験やノウハウが管理者の交替によって途切れてしまうおそれがある。

(3) 指定管理者制度の運用上の問題

指定管理者制度は、平成15年地方自治法の改正により導入された制度であり、指定を受けた者に対し公の施設の管理権限を包括的に委任するものである。一例をあげると、スポーツジム等の体育館施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、管理に要する経費を縮減することが可能になり、その結果、当該施設の利用料の低料金化が図られ、利用者に対するサービスの向上が期待できると説明されている。

このような指定管理者制度を活用した、公の施設の管理の委託は、全国的に行われており、沖縄県内でも、令和2年4月1日現在、50件の施設が指定管理となっている。沖縄美ら島財団は、首里城公園のほか、海洋博記念公園や県立美術博物館の指定管理者としても、指定を受け、管理に当たっている。

ただし、民間活力の導入により、最小のコストで最大の効果を目指そうとする指定管理の本質からは、「収益」という具体的な結果を生み出さない防災は、コスト削減の対象となりやすいことに十分留意する必要がある。とりわけ首里城という特殊な建築物では、必要十分な防災業務を特定することが困難であるため、指定管理者の安全に対する姿勢によって防災業務の内容が大きく左右される可能性がある。